

令和7年3月11日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、株式会社濱谷建設が港則法違反により罰金刑の略式命令を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

株式会社濱谷建設及び同社従業員は、釧路開発建設部が発注した「釧路港土砂処分場護岸C部建設工事」において、港則法違反で罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社濱谷建設	釧路市港町3-6
(関連JV) あおみ・道南総合・濱谷 経常JV 岩倉・濱谷・西村 経常JV	

※関連JVについては、JVとしてのみ指名停止措置を行うものであり、上記指名停止措置業者以外の構成各社については、単体としての措置は行わない。

- 指名停止措置期間：令和7年3月11日～令和7年4月10日（1か月）
- 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内
- 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 森 千栄（内線 5499）

